

令和6年度

一般会計
特別会計

予算書

川西市

一 般 会 計

議案第 1 号

令和6年度川西市一般会計予算

令和6年度川西市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63,349,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（会計年度任用職員にかかる給料、職員手当等及び共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月15日提出

川西市長 越田謙治郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
01 市 税		19,444,664
	01 市 民 税	9,136,335
	02 固 定 資 産 税	7,657,480
	03 軽 自 動 車 税	246,748
	04 市 た ば こ 税	694,291
	06 入 湯 税	467
	07 都 市 計 画 税	1,709,343
02 地 方 譲 与 税		581,264
	01 地 方 揮 発 油 譲 与 税	73,621
	02 自 動 車 重 量 譲 与 税	229,510
	03 森 林 環 境 譲 与 税	20,541
	04 航 空 機 燃 料 譲 与 税	257,592
03 利 子 割 交 付 金		20,561
	01 利 子 割 交 付 金	20,561
04 配 当 割 交 付 金		221,896
	01 配 当 割 交 付 金	221,896
05 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		236,786
	01 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	236,786
06 法 人 事 業 税 交 付 金		209,911
	01 法 人 事 業 税 交 付 金	209,911
07 地 方 消 費 税 交 付 金		3,286,240
	01 地 方 消 費 税 交 付 金	3,286,240
08 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		97,539
	01 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	97,539
09 環 境 性 能 割 交 付 金		77,341
	01 環 境 性 能 割 交 付 金	77,341
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		19,937
	01 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	19,937
11 地 方 特 例 交 付 金		845,617

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
	01 地方特例交付金	845,617
12 地方交付税		11,864,000
	01 地方交付税	11,864,000
13 交通安全対策特別交付金		22,929
	01 交通安全対策特別交付金	22,929
14 分担金及び負担金		215,867
	02 負担金	215,867
15 使用料及び手数料		1,310,693
	01 使用料	1,050,846
	02 手数料	259,847
16 国庫支出金		12,128,423
	01 国庫負担金	8,870,046
	02 国庫補助金	3,215,998
	03 委託金	42,379
17 県支出金		4,738,647
	01 県負担金	3,563,114
	02 県補助金	922,274
	03 委託金	253,259
18 財産収入		174,936
	01 財産運用収入	61,364
	02 財産売却収入	113,572
19 寄附金		205,003
	01 寄附金	205,003
20 繰入金		2,962,585
	01 基金繰入金	2,882,719
	02 他会計繰入金	79,866
21 繰越金		1
	01 繰越金	1
22 諸収入		1,356,664

款	項	金 額
01 議 会 費		402,773
	01 議 会 費	402,773
02 総 務 費		6,873,700
	01 総 務 管 理 費	5,820,167
	02 徴 税 費	593,076
	03 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	342,323
	04 選 挙 費	49,576
	05 統 計 調 査 費	24,037
	06 監 査 委 員 費	44,521
03 民 生 費		30,050,114
	01 社 会 福 祉 費	11,032,515
	02 老 人 福 祉 費	3,549,488
	03 児 童 福 祉 費	12,114,468
	04 生 活 保 護 費	3,353,343
	05 災 害 救 助 費	300
04 衛 生 費		7,284,178
	01 保 健 衛 生 費	4,308,072
	02 環 境 衛 生 費	175,244
	03 清 掃 費	2,800,862
05 労 働 費		39,797
	01 労 働 費	39,797
06 農 林 業 費		100,672
	01 農 林 業 費	100,672
07 商 工 費		431,050
	01 商 工 費	431,050
08 土 木 費		4,880,459
	01 土 木 管 理 費	387,839
	02 道 路 橋 り よ う 費	1,243,295
	03 都 市 計 画 費	2,728,562

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
02 総務費	01 総務管理費	公共施設マネジメント事業 (旧南部処理センター解体工事)	1,378,000	令和6年度	801,100
				令和7年度	495,000
				令和8年度	81,900
04 衛生費	01 保健衛生費	保健センター維持管理事業 (保健センターZEB化改修工事)	542,838	令和6年度	381,264
				令和7年度	161,574
08 土木費	02 道路橋りょう費	道路改良事業 (市道15号道路拡幅工事)	71,954	令和6年度	28,782
				令和7年度	43,172
08 土木費	04 都市環境費	空港周辺地域整備事業 (高芝第2期雨水排水施設整備工事)	112,232	令和6年度	67,339
				令和7年度	44,893

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
舎羅林山から箕面市へのネットワーク道路整備に係る地質調査業務等	令和7年度	15,500千円
財務会計システム再構築	令和7年度～11年度	112,876千円
川西市土地開発公社事業資金に係る債務保証	令和6年度に川西市土地開発公社が融資を受ける事業資金について、令和6年度以降債務が消滅するまでの間、1,831,510千円に利子相当額を加えた額の範囲内で債務を保証するものとする。	
介護予防・健康ポイント事業運営費用	令和7年度～8年度	26,884千円

第4表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧川西高校跡地整備事業費	8,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入れの日から30年以内(5年以内の据置きを含む。)に半年賦元利均等その他の方法により償還。ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えをなすことができるものとし、借入先の定める融通条件があるときは同条件に従うことができる。
旧南部処理センター解体事業費	824,100			
(仮称)コミュニティセンター川西会館設置事業費	14,100			
民間就学前教育保育施設整備事業費	72,200			
水道事業会計出資債	22,300			
清掃車両購入事業費	14,100			
市立川西病院解体事業費	515,400			
公共施設等ZEB化改修事業費	381,100			
広域処分場整備事業費	3,100			
黒川里山センター南北棟耐震改修事業費	141,300			
公園設備整備事業費	16,800			
急傾斜地対策事業費	5,400			
市内道路等整備事業費	526,500			
橋りょう長寿命化事業費	40,700			
市営住宅解体事業費	13,100			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防設備整備事業費	146,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入れの日から30年以内(5年以内の据置きを含む。)に半年賦元利均等その他の方法により償還。ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えをなすことができるものとし、借入先の定める融通条件があるときは同条件に従うことができる。
郷土館平安邸耐震補強改修事業費	84,400			
郷土館空調機器更新事業費	34,600			
小中学校施設改修事業費	309,500			
臨時財政対策債	154,296			
計	3,327,496			

特 別 会 計

川西市国民健康保険事業特別会計

議案第 2 号

令和6年度川西市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度川西市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,841,709千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（会計年度任用職員にかかる給料、職員手当等及び共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月15日提出

川西市長 越田謙治郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
01 国 民 健 康 保 険 税		2,550,654
	01 国 民 健 康 保 険 税	2,550,654
02 使 用 料 及 び 手 数 料		1,165
	01 手 数 料	1,165
04 県 支 出 金		9,818,912
	02 県 補 助 金	9,818,912
05 財 産 収 入		20
	01 財 産 運 用 収 入	20
06 繰 入 金		1,392,110
	01 一 般 会 計 繰 入 金	1,163,105
	02 基 金 繰 入 金	229,005
07 繰 越 金		1
	01 繰 越 金	1
08 諸 収 入		78,847
	01 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	40,756
	02 雑 入	38,091
歳 入 合 計		13,841,709

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01 総 務 費		311,075
	01 総 務 管 理 費	96,529
	02 徴 税 費	213,712
	03 運 営 協 議 会 費	834
02 保 険 給 付 費		9,371,413
	01 療 養 諸 費	8,152,840
	02 高 額 療 養 費	1,178,507
	03 移 送 費	1
	04 出 産 育 児 諸 費	31,014
	05 葬 祭 諸 費	9,050
	07 傷 病 手 当 金	1
03 国民健康保険事業費納付金		3,950,398
	01 医 療 給 付 費 分	2,690,854
	02 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	923,638
	03 介 護 納 付 金 分	335,906
05 保 健 事 業 費		150,572
	01 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	78,907
	02 保 健 事 業 費	71,665
06 基 金 積 立 金		20
	01 基 金 積 立 金	20
08 諸 支 出 金		55,231
	01 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	55,231
09 予 備 費		3,000
	01 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		13,841,709

川西市後期高齢者医療事業特別会計

議案第 3 号

令和6年度川西市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度川西市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,917,907千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

川西市長 越田謙治郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
01 後期高齢者医療保険料		3,253,049
	01 後期高齢者医療保険料	3,253,049
02 使用料及び手数料		199
	01 手 数 料	199
03 繰 入 金		659,745
	01 一 般 会 計 繰 入 金	659,745
04 繰 越 金		1
	01 繰 越 金	1
05 諸 収 入		4,913
	01 延滞金、加算金及び過料	596
	02 償還金及び還付加算金	4,300
	03 雑 入	17
合 計		3,917,907

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01 総 務 費		63,518
	01 総 務 管 理 費	54,768
	02 徴 収 費	8,750
02 後期高齢者医療広域連合納付金		3,849,089
	01 後期高齢者医療広域連合納付金	3,849,089
03 諸 支 出 金		4,300
	01 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	4,300
04 予 備 費		1,000
	01 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	3,917,907

川西市介護保険事業特別会計

議案第 4 号

令和6年度川西市介護保険事業特別会計予算

令和6年度川西市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,339,033千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（会計年度任用職員にかかる給料、職員手当等及び共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月15日提出

川西市長 越田謙治郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
01 保 險 料		2,921,546
	01 介 護 保 險 料	2,921,546
02 使 用 料 及 び 手 数 料		401
	01 手 数 料	401
03 国 庫 支 出 金		3,909,646
	01 国 庫 負 担 金	2,735,385
	02 国 庫 補 助 金	1,174,261
04 支 払 基 金 交 付 金		4,256,110
	01 支 払 基 金 交 付 金	4,256,110
05 県 支 出 金		2,273,524
	01 県 負 担 金	2,171,698
	02 県 補 助 金	101,826
06 財 産 収 入		22
	01 財 産 運 用 収 入	22
07 寄 附 金		1
	01 寄 附 金	1
08 繰 入 金		2,976,801
	01 一 般 会 計 繰 入 金	2,544,950
	02 基 金 繰 入 金	431,851
09 諸 収 入		982
	01 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	73
	02 雑 入	909
歳 入 合 計		16,339,033

川西市用地先行取得事業特別会計

議案第 5 号

令和6年度川西市用地先行取得事業特別会計予算

令和6年度川西市の用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ907,915千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和6年2月15日提出

川西市長 越田謙治郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
01 財 産 収 入		267,058
	01 財 産 売 払 収 入	264,442
	02 財 産 運 用 収 入	2,616
02 繰 入 金		495,657
	01 一 般 会 計 繰 入 金	70,352
	02 基 金 繰 入 金	425,305
03 市 債		145,200
	01 市 債	145,200
歳 入	合 計	907,915

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01 用 地 先 行 取 得 費		145,200
	01 用 地 先 行 取 得 費	145,200
03 基 金 積 立 金		264,442
	01 基 金 積 立 金	264,442
04 公 債 費		498,173
	01 公 債 費	498,173
05 予 備 費		100
	01 予 備 費	100
歳 出	合 計	907,915

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設用地費 先行取得事業費	145,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内	借入れの日から30年以内（5年以内の据置きを含む。）に半年賦元利均等その他の方法により償還。ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えをなすことができるものとし、借入先の定める融通条件があるときは同条件に従うことができる。
計	145,200			

